

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>【外部監査人の意見】</p> <p>(1) 資産運用方針（監査結果の問題点1関連） 基本財産の運用方針については、基本財産の運用項目に現在保有している社債についての規定がなく、明らかな運用方針違反である。</p>	現在の運用方針に基づき対応しています。	
<p>(2) 格下げ直後にマイカル社債を購入したことについて (問題点2・3関連)</p> <p>運用方針通りB B Bで購入ではあるが、格付けの推移を見ていなかつたのではないか。 また、平成13年1月29日に売却損を覚悟で売却しておれば、現時点より損害が少なくてすんだのではないかと考えられる。</p> <p>マイカル社債については管理者としての注意義務を全うしたとはいえないといえる。</p>	「基本財産等運用方針」により、今後は社債を購入しないこととしましたが、現に保有する債券については、「債券運用マニュアル」により、発行体の格付けの変動や経営状態の把握に努め、投資不適格と判断された場合は速やかに売却するなど、的確な対応をします。	
<p>(3) 産業支援センターにおけるマイカル社債保有に対する三重県の管理等について（問題点4関連）</p> <p>平成11年7月22日開催の研修会で、県が県出資法人に対し、自己責任において資産運用に励むよう強く督促した姿勢が伺える。 その結果が、今回のマイカル社債につながっているといえよう。</p> <p>県は、資産運用についての危機管理の枠組みを示すことなく、自己責任において資産運用を図るよう県出資法人に督促したといえる。</p> <p>マイカル社債の損失については、三重県にも大きな責任があるといえよう。</p>	<p>県は、再発防止のため、県の出資法人に対し資金運用方針の見直しを通知し、平成14年度からは、出納局の資金運用チームが各法人の資金運用担当者を対象に研修会を実施するなど、出資法人に対し情報提供や相談を行っております。</p> <p>平成15年1月には「三重県外郭団体改革方針」において、「外郭団体の資金運用にあたっての基本方針」を示し、今後は公共債等、元本保証のある金融商品のみで資金運用を行うことを原則としたところです。</p>	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
(4) 今後の対応について <p>平成13年10月19日付けで通知文書が出されたが、今回の失敗が何ら生かされずに、格付けランクのアップと、購入後の対応を指導しているのみである。</p> <p>問題は、いかに低金利時代で資産運用が苦しいとはいえ、このような銘柄によっては極めてリスクの高い社債を、素人集団が購入することにある。</p> <p>もし、今回の事件のような場合であっても、誰も責任は問わないということを今後も続けていくのであれば、社債の資産運用はすべて即刻やめるべきである。</p>	産業支援センターにおいては、県の方針に基づき、「運用方針」及び「債券運用マニュアル」を定め、今後購入する金融商品は公共債等、元本保証のあるものに限り、現に保有する債券等については、「債券運用マニュアル」に基づく管理を行いながら、順次公共債等への入れ替えに努めてまいります。	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
III. 電子県庁化による事務の効率化と行政コストの削減について		
<p>【監査結果の概要】</p> <p>(1) パソコンの導入状況</p> <p>三重県におけるパソコンの購入実績は平成8年からスタートし、外部監査人調査時点(平成13年9月現在)では他の事業で購入したものも含め、5,815人にに対し配布完了の状況になっていた。</p> <p>すべての事業費(パソコン等購入費、ソフトウェア開発費用並びに委託費など)は総額2,799,988千円となっている。これらの整備により各職員のパソコンに電子メール・総合グループウェア・電子決裁システムや財務・税務の基幹システムが提供されている。この中で特に今後整備される電子文書保存を含めた文書管理システムの中核とされる電子決裁システムについて検証を行うこととした。</p> <p>(2) 電子決裁システムの利用状況</p> <p>利用状況については電子決裁システムのサーバの作成するログファイルを分析することによって検証することとした。平成13年4月1日より平成13年11月29日までのデータによるファイルの記録総数658,276件を分析した結果、電子決裁利用者として各職員に発行された職員ID数4,542件(単独地域機関等を除く)の内、ログインされた職員ID数は3,615件、残りの927件に関しては一度のアクセスも無かったということになる。一度もシステムに入ったことの無いユーザーが全体に占める割合は20.4%にもなる。また、0回から10回までしかシステムを利用していない職員IDの所有者が1,878件となり、全体の4,542件に対しては、41%を超える割合となる。起案や決裁・承認といった作業は頻繁に行われていることなので、この結果利用率はかなり悪いことがわかる。</p>	<p>県で導入しました1人1台パソコンと行政WAN・LANは、電子メール、総合グループウェアをはじめとして、下記のとおり行政運営全般的にわたくて利用しています。</p> <p>○パソコン単独使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ワープロ ②表計算 ③データベース ④プレゼン資料作成 等 <p>○ネットワークを利用したパソコン利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電子メール ②スケジュール管理 ③時間外・休暇等の業務管理システム ④旅費システム ⑤総合文書管理システム 等 <p>○その他行政WAN・LANの利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①テレビ会議システム 等 	
	<p>電子決裁システムは、文書管理システムの先行システムとして、平成11年度から開発し、12年度試行、13年度運用開始したものです。</p> <p>また、平成14年度には文書関係の各種規程を整備の上、文書保存・情報公開の機能を追加し、トータルとしての「総合文書管理システム」を完成させ、15年度から運用を開始しました。電子決裁の利用状況については、14年度は13年度に比べ、旅費システムからの電子決裁利用が増えたことから、全体的な件数として約3倍の増加となっています。(1ヶ月平均:13年度14,460件、14年度42,561件)</p>	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>(3) 電子決裁システムサーバの業務内容の分析</p> <p>電子決裁システムの文書の流れの中の最初すなわち「回議開始」の数は3,112件しかない。当初このシステムの設計の段階では、年間227,340件の文書を管理する容量で設計されており、ほとんど利用されていないことがわかる。</p> <p>また、課によって随分異なった結果になっており、「県庁全体」で電子化に取り組んでいるということであるが、実際には統一した運用がなされていない。</p> <p>「電子決裁システムに関する文書の取扱要綱」によると、添付書類のあるものは従前同様に紙決裁が行われることになり、「電子決裁システム」は使用されないシステムとなっている。</p>	<p>サーバーの導入についてはシステムの最終的な処理量を考えて設計する必要があります。このシステムにおいては、使用する職員数を勘案し、その処理能力を設計しています。</p> <p>また、平成14年度には電子決裁システムに電子保存・情報公開の機能を追加して、15年度から総合文書管理システムとして運用を開始しました。インターネットによる電子申請・届出との連携、県の各種業務システムとの連携について、順次運用を始めることとしています。</p> <p>なお、システムの整備と併せ、利用促進に向けて職員への周知徹底を図ることとしています。</p>	
<p>(4) 「旅費サブシステム」からの電子決裁</p> <p>旅費の財務システムで発生したデータ175,038件（単独地域機関等を除く）について、電子決裁に回されたデータは78,185件となっている。</p> <p>情報政策課は、利用状況を正確につかみ利用の促進、またシステムの改良を進んで行ってゆくべきである。パソコンやソフトを導入するだけがこれらの事業でなくこれらのシステムを利用して事務の効率化を促進するところまでがこれらの事業であり、現状を見る限りにおいて利用がなされていないまま放置された状態であるといえる。利用率の悪さ並びに課によってまちまちの対応については、情報政策課全体で対応してゆかなければ決して解決はできないものである。</p>	<p>県では、平成12年度からシステムの改善、マニュアルの整備も進めており、特に13年度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①旅費システム連携簡易マニュアル作成、オンライン配布（5月） ②旅費システム入力方法の改善（6月） ③電子決裁入力項目の自動表示による入力の省力化（7月） ④電子決裁簡易マニュアル再作成、オンライン配布（10月） ⑤未処理文書のメール通知機能追加（11月） ⑥旅費システムで決裁区分の選択時に「電子決裁システム」を事前表示（12月） <p>等を行い、旅費システムからの電子決裁利用促進を図りました。</p> <p>なお、平成14年4月以降はほぼ全ての旅費請求で電子決裁を利用しています。</p>	

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>【外部監査人の意見】</p> <p>現在県庁内部でおこなわれているIT化は「県庁には高額なコンピューターとソフトウェアはあるが、IT戦略が無い。」と言うことに尽きる。以下具体的に記述する。</p> <p>(1) 電子決裁の利用率の停滞</p> <p>まず、電子決裁の利用率の低さである。この点に関しては確かに導入時点でのシステムの不安定な点などやむをえない事情も存在するが、添付書類の取扱について導入当初から詰めておくべきであろう。</p> <p>また、システムの不具合に関しても、導入当初はどのようなシステムでも存在するが、これらを運用する中で、各種調整により使いやすいシステムを作っていくいわゆる「使い込んでいく」のが通常の方法であろう。しかし、ほぼ半数に近い職員がパソコンによる電子決裁システムの利用を拒絶しているような現状では、よりよいシステムに作り替えていくことなどとも出来ない状況であろう。</p> <p>パソコンに代表される情報通信機器は機械の進歩が著しい分野であるが、平成8年製のパソコンが160台、平成9年製のパソコンが760台存在し、これらは当年中にも更新を迫られる。より迅速により効率的に使用する努力を怠れば、本来の目標を達成しないまま事務機器が陳腐化してしまうのである。</p> <p>この事は、結果的に無駄遣いとなりコストパフォーマンスの欠如を物語るものである。</p>	<p>本県の情報化については、「21世紀三重情報化社会推進プラン」に基づき、1人1台パソコンと県庁LAN・WANの整備、それを活用した電子メール等グループウェア、電子決裁システムなどの情報化基盤の整備を進めています。</p> <p>平成15年度以降、インターネットによる電子申請・届出との連携及び県の各種業務システムと連携することで、收受から、決裁、保存、公開、廃棄にいたる行政文書のライフサイクル全般を管理する総合文書管理システムの本格的な運用を始めます。</p> <p>今後は、総合文書管理システムについて、機能の拡充と併せ、使い勝手の良いシステムにするとともに、職員に対する利用促進に向けた取り組みを行っていくこととしています。</p>	